

医療機関各位

AOTS 研修生 受診に際してのお願い

AOTS の研修生が受診を希望しています。受付および医療費のお支払につきまして次の要領で
お取扱いただけますと幸いです。ご協力の程何卒よろしくお願い申し上げます。

受付に際して

「AOTS 研修生の診療に関する証明書」(医療カード)の
提示を求めています。

医療カードの有効期間は、研修期間です。受診日が有
効期間内かご確認後、医療カードは研修生にご返却く
ださい。

研修生から「研修生個人別診療費請求書」が提出され
ます。研修生記入欄及び受入企業記入欄に、研修生氏
名、症状、同行者氏名等必要事項が記入されているか
ご確認ください。

<医療費ご請求方法>

同請求書の診療費請求者欄及び振込先欄にご記入・ご
捺印の上、保険診療に準じたレセプトを添付して、
AOTSへご送付ください。

歯科診療の請求書は年度末はできるだけ 3月16日ま
でに届くようご協力ください。

医療費のお支払

「研修生個人別診療費請求書」到着後
原則翌月末までに、ご指定の銀行口
座へお振込みいたします。

AOTS の研修生には海外旅行保険を付保しています。
医療費はご請求に基づき、AOTS が契約する損害保険会社
(歯科診療費は AOTS) からお支払いいたします。
なお、本制度につきましては厚生労働省、日本医師会、
日本歯科医師会、日本薬剤師会に協力依頼をしております。

AOTS 研修生とは

一般財団法人海外産業人材育成協会 (略称
AOTS) が経済産業省より国庫補助金の交付
を受け、開発途上国への技術協力の一環とし
て行う研修事業のもと、日本の企業/団体の
協力を得て受け入れている研修生です。

お問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会 (AOTS)
企業連携部 企業連携第1グループ(経理担当)
電話: 03-3888-8220 FAX: 03-3888-8428
住所: 〒120-8534
東京都足立区千住東 1-30-1